

認知症高齢者グループホームの概要

(基本的な考え方)

(認知症対応型共同生活介護)

認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。

(利用者)

1事業所あたり1又は2
の共同生活住居(ユニッ
ト)を運営
1ユニットの定員は、5人
以上9人以下

(人員配置)

介護従業者
日中:利用者3人に1人(常勤換算)
夜間:ユニットごとに1人
計画作成担当者
ユニットごとに1人
(最低1人は介護支援専門員)
管理者
3年以上認知症の介護従事経験の
ある者が常勤専従

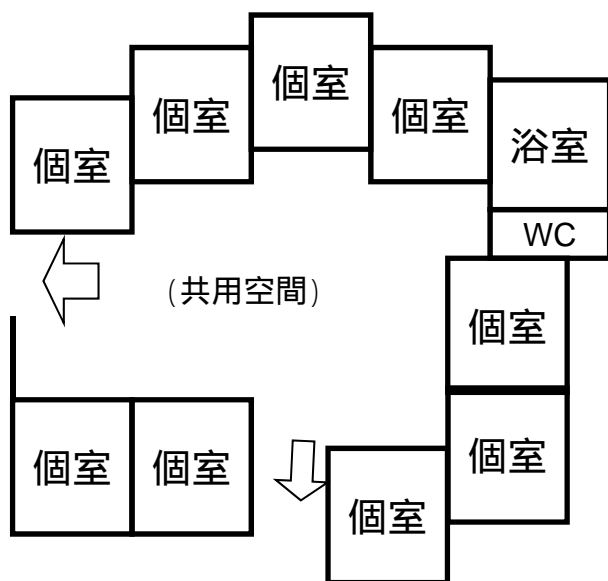
(設備)

住宅地等に立地
居室は、7.43㎡
(和室4.5畳)以上
で原則個室
その他
居間・食堂・台所・浴室等
日常生活に必要な設備

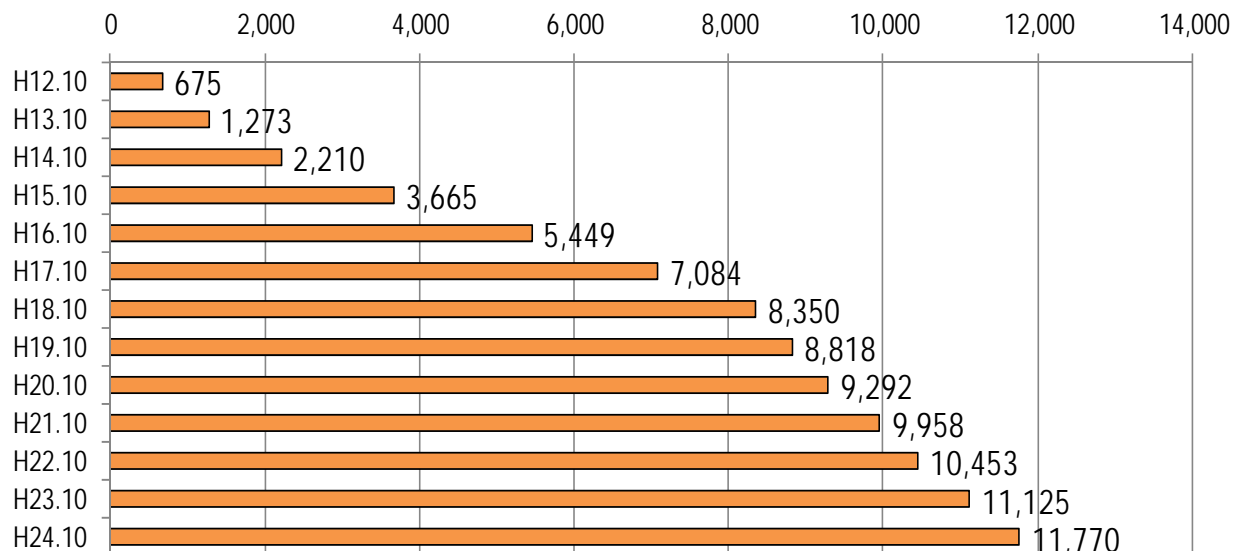
(運営)

運営推進会議の設置
・利用者・家族・地域住民・
外部有識者等から構成
・外部の視点で運営を評価

共同生活住居(ユニット)のイメージ



認知症高齢者グループホームの事業所数の推移



出典: H12 ~ H20(厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」)
H21 ~ H24は厚生労働省介護給付費実態調査(各11月審査分)

有料老人ホームの概要

1. 制度の目的

老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。

設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない（株式会社、社会福祉法人等）。

2. 有料老人ホームの定義

老人を入居させ、以下の ~ のサービスのうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設。

食事の提供



介護（入浴・排泄・食事）



洗濯・掃除等の家事



健康管理

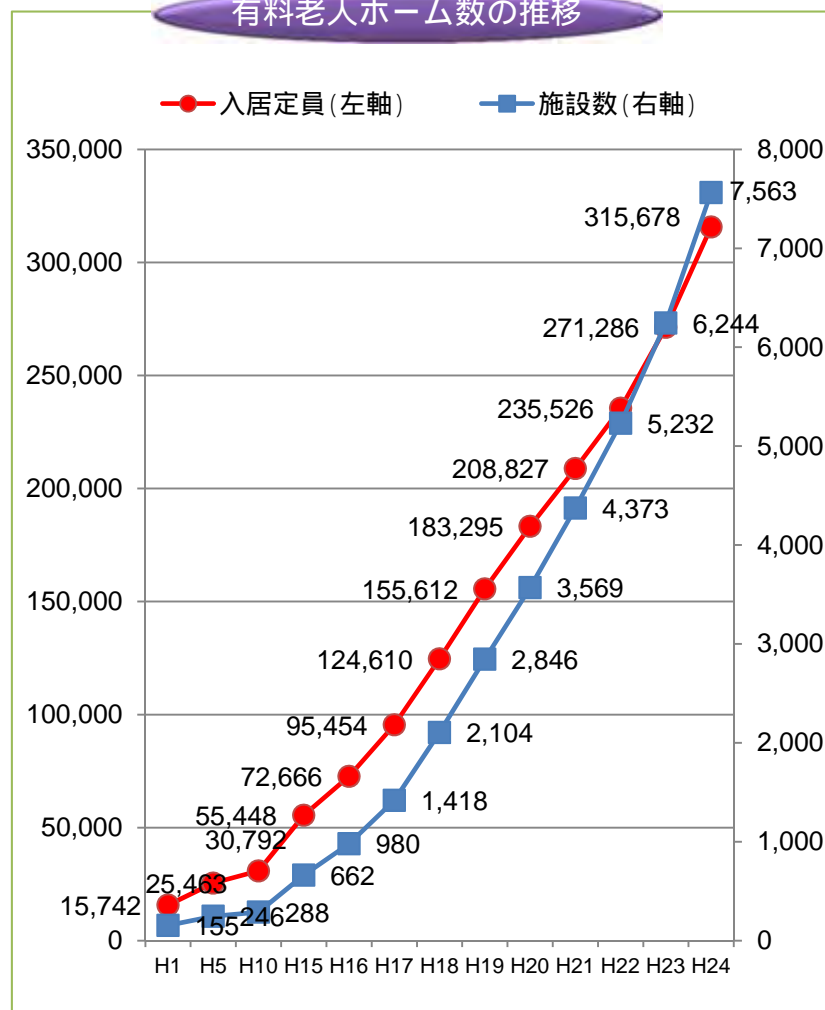


3. 提供する介護保険サービス

介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事の指定を受けなければならない。

法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている（例：個室で1人あたり13㎡以上等）

有料老人ホーム数の推移



総務省消防庁及び厚生労働省老健局による スプリンクラー設置等実態調査等のスケジュールについて

2/22

3/8

4/19

消防庁通知に基づく調査

【小規模社会福祉施設等に係る実態調査】

- ・主体：各消防本部
- ・対象：6項口（1,000㎡未満のもの（建物の一部に存するものを含む。）、
軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、
障害者短期入所施設・ケアホーム・グループホーム

並行実施

【福祉部局への資料提供】

- ・主体：各消防本部
- ・内容：管内の275㎡未満で
スプリンクラー未設置事業
所一覧を介護保険主
管部局に送付

資料の提供

厚生労働省通知に基づく調査

【消防本部への資料提供】

- ・主体：各市町村介護保険
主管部局
- ・内容：市町村管内の事業所
一覧を管轄する消防
本部に送付

275㎡未満でスプリンクラー未設置の事業所への
合同の訪問調査（約2,000件）

消防庁通知に基づく調査

【防火指導等】

- ・主体：各消防本部
- ・内容：介護保険主管部局より訪問調査の同行等の相談が
あった場合、福祉部局の調査に実情に応じて協力

資料の共有

厚生労働省通知に基づく調査

【スプリンクラー未設置理由の確認等】

- ・主体：各市町村介護保険主管部局
- ・内容：スプリンクラー未設置理由の確認や夜間体制の確認等の調査、
専門的見地からの助言、今後の対処方針の確認を行う

認知症高齢者グループホーム